

NPO等が活用可能な政府の財政支援について

2012.11.6

復興庁 西田 紫郎

復興に向けたNPO等の活動への期待

1. 期待される方向性

- 多様な主体の参画 ⇒ 行政等との連携
- 情報の共有 ⇒ 行政その他のステークホルダーと同じテーブルにつくこと

2. 期待される役割

=行政の「手の届かないこと」、「気のまわらないこと」、
「頭のまわらないこと」

- コミュニティ形成支援、見守り活動
- 復興まちづくりへの継続的支援
- いきがい・しごとづくり
- それぞれのNPO等の専門性を生かしたひとり一人への「きめ細かい配慮」

公的資金の活用

効果の測定(定性的のみならず定量的測定)

(参考)

平成25年度においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について (平成25年度概算要求及び既存の基金等によるもの)

NPO等の皆様には、被災者の支援や被災地の復興支援にご活躍いただいております。皆様の活動を継続的に支援するために、

- ①平成25年度概算要求において、NPO等が活用可能な政府の財政支援と、
- ②既存の基金等により、平成25年度もNPO等が活用可能な政府の財政支援それぞれについて取りまとめました。

【目次】

○ 全体概要	P.1
1. 平成25年度概算要求においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について	P.1
(※)現時点における概算要求の内容を取りまとめたものであり、今後の予算編成過程において、不採択・減額等の変更はあり得る。	
2. 上記1. 以外で、NPO等が活用可能な政府の財政支援について	
(1) 平成24年度以前の予算であるものの、基金により平成25年度も申請可能なもの	P.8
(2) 特別交付税措置によるもの	P.9
○ 問い合わせ先	P.10
○ 事業ごとの概要	P.13

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について（1）

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
① NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 【復興庁(内閣府)】	NPO等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。	約4億円 (新規)	—	—	岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外で被災者支援を行うNPO等	P.13
② 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁(文部科学省)】	地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。	約40億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約30億円 平成23年度 第2次補正 約3.5億円 平成24年度 約47億円	平成25年度末 まで	復興庁	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域	P.14
③ 復興教育支援事業 【復興庁(文部科学省)】	復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。	約2.7億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約3億円 平成24年度 約0.6億円	平成25年度末 まで	復興庁	岩手県、宮城県、福島県	P.15

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (2)

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
④ 震災等緊急雇用 対応事業 【復興庁 (厚生労働省)】	都道府県又は市町村による直接雇用又は 企業、NPO等への委託により、被災された 方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確 保、生活の安定を図るとともに、全国各地に 避難している避難者の帰還を支援する。「震 災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、 実施期間の延長)	約500億円 (継続)	-	平成26年度末 まで ※平成25年度中 の事業開始が 必要。	都道府県 又は市町村	被災地及び 被災求職者 が避難してい る地域 ※対象者:被災 求職者	P.16
⑤ 仮設住宅におけ る介護等のサポート 拠点運営費等(介護 基盤緊急整備等臨 時特例基金(地域支 え合い体制づくり事 業)) 【復興庁 (厚生労働省)】	東日本大震災の被災地の仮設住宅におけ る高齢者等の安心した日常生活を支えるた め、介護や生活支援等総合的な機能を有す る「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推 進する。	約30億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約70億円 第3次補正 約90億円	平成25年度末 まで	県又は市町村	岩手県、宮城 県、福島県	P.17
⑥ 地域福祉等推進 特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめ ざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要 とする人々に対する福祉活動を活性化する 取り組み、生活不安定者(低所得者層)に対 する自立支援の取り組みなどにより地域福祉 の推進を図る。	約256億円 (セーフティ ネット支援対 策等事業費 補助金[メ ニュー補助 金])の内数 (継続)	平成24年度 約237億円 (セーフティ ネット支援対 策等事業費 補助金[メ ニュー補助 金])の内数	平成25年度末 まで	都道府県 又は市町村	全国	P.18

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (3)

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑦ 社会的包摂・ 「絆」再生事業(地域 コミュニティ復興支 援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地 域のコミュニティを再構築し、地域で効率化す る恐れがある者に対する生活相談や居場所 づくり等の支援を面的に行う。	予算編成過 程において 検討	平成23年度 第3次補正 約145億円の うちの 約40億円	-	都道府県 又は市町村	全国	P.19 - P.20
⑧ 海岸防災林再生 等復興支援事業 【復興庁 (農林水産省)】	「みどりのきずな」再生プロジェクトとして実 施する海岸防災林再生事業については、防 災意識の向上や地域の復興シンボリックな活 動となるよう、地域住民の参加の下で、NPO や企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進 めることとしており、こうした仕組みづくりを支 援。	約1.5億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	林野庁	-	P.21
⑨ 農業用水保全の 森づくり事業 【内閣府 (農林水産省)】	森林の整備及び保全に係る事業であって、 貯水池等への良質な農業用水の安定的な供 給等を図るため、農業用水の水源地域にお いて行うものを支援する。	約7,902億円 の一部 (継続)	平成24年度 約7,525億円 の一部	-	都道府県	-	P.22

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (4)

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑩ 漁場保全の森づくり事業 【内閣府 (農林水産省)】	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する。	約7,902億円 の一部 (継続)	平成24年度 約7,525億円 の一部	-	都道府県	-	P.22
⑪ 被災者営農継続 支援耕作放棄地活 用事業 【復興庁 (農林水産省)】	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の取組を支援	約6.2億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約17.5億円 平成24年度 約4億円	平成25年度末 まで	地域耕作放棄 地対策協議会	被災農家又 は農業者等 の組織する 団体等	P.23
⑫ 森林環境保全直 接支援事業 【復興庁・農林水産 省】	森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。	・約428億円 (農林水産省 一般会計) ・約11億円 (復興特別会 計農林水産 省所管) ・約25億円 (復興特別会 計復興庁所 管) (いずれも継 続)	平成24年度 約288億円	-	都道府県	-	P.24

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (5)

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑬ 環境林整備事業 【農林水産省】	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援する。	約7億円 (継続)	平成24年度 約4億円	-	都道府県	都道府県	P.25 - P.28
⑭ 森林・山村資源 利用交付金 【農林水産省】	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援	約27億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	都道府県に設 置される地域 協議会	地域で合意 した活動組 織	P.29 - P.30
⑮ 絆の森整備事業 【農林水産省】	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する。	約87億円 の一部 (継続)	平成24年度 約96億円 の一部	-	都道府県	-	P.31 - P.33

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (6)

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑯ 日本を森(も)林(り)で元気にする国民運動総合対策 【農林水産省】	民間団体等が実施する、森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報や森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発、NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援。	約0.9億円 (継続)	H24年度 約1.1億円	平成28年度末 まで	林野庁	-	P.34
⑰ 水産多面的機能 発揮対策 【農林水産省】	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。	約30億円 の内数 (新規)	-	平成29年度末 まで	都道府県に設 置される地域 協議会	漁業者、住 民、NPO等で 組織する活 動組織	P.35
⑱ 東日本大震災復興 ソーシャルビジネス 創出促進事業 【復興庁 (経済産業省)】	東日本大震災の被災者の生活支援や被災地における新規事業創出の手段として期待されているソーシャルビジネス(SB)について、先進的なSB事業者のノウハウの移転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるSBの創出や事業基盤の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図る。	約3億円 (継続)	平成24年度 予算 約2億円	平成28年度末 まで	復興庁	東日本大震 災被災地	P.36

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について（7）

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑱ 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 【国土交通省】	地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携し、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を全国から募集し、選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。	約1億円の一部 (継続)	平成24年度 約0.5億円	平成25年度末 まで	国土交通省	全国の中間 支援組織等	P.37
⑳ 広域的な地域間共助推進事業 【国土交通省】	防災、環境等様々な分野において、平時から各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う広域的な地域間の共助の取組を推進し、持続可能な国土・地域づくりに資するため、自治体、NPO等多様な主体が構成する協議会の設立・計画策定と、同計画に基づく施設整備等をパッケージで支援。	約16億円 (新規)	-	-	-	- ※自治体、NPO等から構成される協議会等への補助を想定しているが、詳細は今後の要調整事項。	P.38
㉑ 生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	地方公共団体、民間団体等、生物多様性に関連する法律に位置付けられた法定計画等の策定主体や、その実施主体に委託し、計画策定やその実証事業を実施する。また、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	約1.9億円 (継続)	平成24年度 約2.1億円	平成26年度末 まで	環境省の 各地方環境 事務所		P.39

(※)国の予算は、原則として単年度主義であることから、「全体概要」における「実施期間」は、基本的には「平成25年度末まで」としているが、①複数年度にわたる計画の事業である場合や、②基金を造成することにより、次年度以降も補助可能としている場合等においては、必ずしも「平成25年度末まで」としていないものもある。

2. 1以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援について

(1) 平成24年度以前の予算であるものの、基金等により平成25年度も活用可能なもの

事業名	概要	平成24年度以前の予算額	事業の実施期間(※)	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁
① 震災等緊急雇用対応事業 【厚生労働省】	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。	平成23年度 第1次補正 約500億円 平成23年度 第3次補正 約2,000億円	平成25年度末 まで ※平成24年度中の 事業開始が必要。	都道府県又は 市町村	全国 ※対象者：震災 等の影響によ る失業者(被災 求職者、又は 平成23年3月11 日以降に離職 した失業者)	P.40
② 雇用復興推進事業 (生涯現役・全員参加・ 世代継承型雇用創出 事業) 【厚生労働省】	高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施し、被災求職者について、被災地で安定的な雇用を創出する。	平成23年度 第3次補正 約1,510億円 の内数	平成27年度末 まで	県又は市町村	実施可能地域 は、青森県、 岩手県、宮城 県、福島県、 茨城県、長野 県、新潟県、 千葉県の災害 救助法適用地 域 ※対象者：被災 求職者	P.41

(※)国の予算は、原則として単年度主義であることから、「全体概要」における「実施期間」は、基本的には「平成25年度末まで」としているが、①複数年度にわたる計画的な事業である場合や、②基金を造成することにより、次年度以降も補助可能としている場合等においては、必ずしも「平成25年度末まで」としていないものもある。

2. 1以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援について

(2) 特別交付税措置によるもの

事業名	概要	事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁
復興支援員 【総務省】	<p>被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために設置(委嘱)する「復興支援員」に対して特別交付税措置(震災復興特別交付税(年2回交付(9月、3月))。設置期間は概ね1年以上最長5年以下を想定。</p> <p>復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。</p>	特別交付税措置については、特に期限は設けていない。	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・222市町村)	全国	P.42 - P.43